

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年1月24日(2013.1.24)

【公開番号】特開2008-237908(P2008-237908A)

【公開日】平成20年10月9日(2008.10.9)

【年通号数】公開・登録公報2008-040

【出願番号】特願2008-72745(P2008-72745)

【国際特許分類】

A 6 1 B 6/03 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 6/03 3 7 5

【手続補正書】

【提出日】平成24年12月3日(2012.12.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

放射線源(14)と、

放射線検出器(18)と、

該放射線検出器(18)により取得された計算機式断層写真法(CT)データを、各々のピクセルが少なくとも第一の基底物質含有量及び第二の基底物質含有量を有するようなピクセル集合に分解し、

前記第一の基底物質及び前記第二の基底物質の双方の第一の所定の含有量に基づいて前記ピクセル集合の第一の部分集合(274)を可能塞栓と識別し、

前記計算機式断層写真法データを用いて前記ピクセル集合の第一の部分集合(274)が

ハイライトされた従来の計算機式断層写真法画像を形成する

ようにプログラムされているコンピュータ(36)と

を備えた撮像スキャナ(10)。

【請求項2】

前記コンピュータ(36)は、前記第一の基底物質及び前記第二の基底物質の双方の第二の所定の含有量に基づいて前記ピクセル集合の第二の部分集合(272)を可能血管と識別するようにさらにプログラムされている、請求項1に記載の撮像スキャナ(10)。

【請求項3】

前記コンピュータ(36)は、前記従来の計算機式断層写真法画像の前記第二の部分集合(272)をハイライトするようにさらにプログラムされている、請求項2に記載の撮像スキャナ(10)。

【請求項4】

前記コンピュータ(36)は、前記従来の計算機式断層写真法画像のピクセルの前記第一(274)及び第二の部分集合(272)の一方を自動的に識別するようにさらにプログラムされている、請求項3に記載の撮像スキャナ(10)。

【請求項5】

前記コンピュータ(36)は、前記ピクセルの第一の部分集合(274)を第一の色として識別し、前記ピクセルの第二の部分集合(272)を第二の色として識別するようにさらにプログラムされている、請求項2に記載の撮像スキャナ(10)。

【請求項6】

前記第一の基底物質含有量は水であり、前記第二の基底物質含有量は造影剤である、請求項1に記載の撮像スキャナ(10)。

【請求項7】

前記造影剤はヨードである、請求項6に記載の撮像スキャナ(10)。

【請求項8】

前記造影剤は走査被検体に灌流される、請求項6に記載の撮像スキャナ(10)。

【請求項9】

前記塞栓は肺塞栓及び下肢深部静脈血栓の一方である、請求項1に記載の撮像スキャナ(10)。